

# 6月定例会で決まったこと

## 専決処分

### 承認

▽専決処分第17号城里町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて

町条例の一部を改正（七会診療所の位置を大字小勝1400番地に變更したもの）

## 条例改正

### 可決

▽城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

町条例の一部を改正（地域包括支援センターの主任介護支援専門委員の要件に更新研修制度が導入されたもの）

▽城里町地域下水道基金条例を廃止する条例について

町条例を廃止（高根台の地域下水道が特定環境保全公共下水道に統合され、地域下水道処理施設の撤去工事が完了したことに伴うもの）

▽城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例の制定について

町条例の制定（商店街灯所有者から分担金を徴収し、経年劣化状態にある商店街灯の撤去事業に要する費用に充てるもの）

## 財産の処分

### 可決

▽財産の処分について

（特別養護老人ホームを誘致するために、旧坏小学校敷地の一部を売却するもの）

## 当初予算

### 可決

（全7会計）

第1回定例会、第2回臨時会、第3回臨時会と3回にわたり否決した当初予算を今定例会で可決しました。

①平成29年度城里町一般会計予算について

予算総額 92億1,300万円

【第3回臨時会で提出された修正予算と総額に変更は無く、主に常陸大宮市との広域連携負担金の増額及び道の駅かつらトイレに係る予算を減額された修正案】

## 反対討論

藤咲 芙美子議員

町民センター施設への無軌道な支出で町本来の町民の命、健康、暮らしを守る支障にならないか。甲状腺エコー検査では希望者が受診しやすい形で行うべきで行政に差別や排除を持ち込むべきではない。保育所における児童いじめ問題では存在を否定した。事実関係を明らかにし、再発防止に努めるべきだ。役員職員は行政のプロだ。職員は経験と知識が生かされる行政執行をすべきだ。

## 賛成討論

片岡 藏之 議員

今回の予算案には、旧七会中学校跡地利用施設で使用される備品計1,600万円が計上されて

いる。この予算案が可決することで計画どおりの形で完成する。私はホーリータウン計画と呼びたいと思う。今回の備品のほとんどが町民が実際に使用できるトレーニング機器。関連議案が5回も議会の承認を受けている。95パーセント以上の関連予算を成立させてから施設整備に反対するのは筋が通らないものである。

## 賛成討論

小坏 孝 議員

七会中学校の跡地利用ばかりが注目されているが、それ以上に重要で、町民生活を向上させる事業が入っている。一日も早く成立させるべきだ。たくさんあるが、3点だけ述べる。

第1に商工会の水

銀灯をLED化約1,600万円。第2に都市計画見直し関係の予算約1,400万円。第3に城里町に家を建ててもらおう、家を買ってもらったための補助事業として1,200万円。  
一日も早く予算を成立させるべきと申し上げ、賛成の討論とする。

②平成29年度城里町国民健康保険特別会計予算について

予算総額

(事業勘定)

29億7,136万円

(施設勘定)

2億3,116万1千円

③平成29年度城里町後高齢者医療特別会計予算について

予算総額

1億9,419万2千円

④平成29年度城里町介護保険特別会計予算について

予算総額

(保険事業勘定)

19億6,213万円

(介護サービス事業勘定)

437万1千円

⑤平成29年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

予算総額

9億4,953万9千円

⑥平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

予算総額

2億8,551万円

⑦平成29年度城里町水道事業会計予算について

予算総額

10億3,882万1千円

人事案件

可決

▽人権擁護委員の推薦について

小田部昌平(下阿野沢)

和田 雅治(阿波山)

※任期 委嘱された日から3年

陳情

採択

▽国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める陳情

発議

可決

▽上遠野町長の議会対応に対し反省を求める決議

上遠野町長の議会対応に対し反省を求める決議

上遠野町長は就任以来、IT産業等の企業誘致を進めることにより雇用環境の創出・改善を図り、人口の減少に歯止めをかける事や、「町政一新」・「情報公開」を掲げ、町民や町議会等とのコミュニケーションを図り、その結果を政策に反映させていく旨の発言を繰り返して述べてきた。

しかし、その実態は発言の内容とは全く逆であると認識せざるをえない。

例えば、サッカークラブ水戸ホーリーホックの誘致事業や、島家住宅を交流拠点として利用する事業等について、何一つ説明が無いままの独断による決定がなされている。

その他、各種の政策決定の過程が全く見えず、議会を軽視、無視ともとれる行動、また、独善的ともいえる人事等々、まさしくその所作は傍若無人と言っても過言ではない。

上遠野町長のこうした不誠実な態度は町議会との信頼関係を大きく損なうものである。

相互の信頼と協調を失うことは町政の混乱を招き、住民生活に影響が及ぶ事は必至である。

よって、本町議会は、上遠野町長に猛省を促すとともに、二元代表制の原点に立ち返り、真摯な姿勢で今後の議会対応に臨まれることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年6月13日

茨城県東茨城郡城里町議会

反対討論

南條 治 議員

町長には町長の権限が。議会には議会の権限が。お互いにその与えられている権限、持っている権限について十分『尊重』しなければならぬ。町役場職員の人事。寄付の受取り。入札差金の活用等町長の権限に属する内容については、それらを尊重しなければならぬ。一方的に町長の反省を求めるばかりで、今回の決議は法的に何の根拠もなく、ただ感情的なしこりを残すだけ。議会として二元代表制に立ち返り、良識ある議員各位のご理解を。